

行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年6月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

行政文書管理規程の一部を改正する訓令

行政文書管理規程（平成11年岩手県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(行政文書の作成方法) 第4条 [略] 2 [略] 3 行政文書を作成するときは、総務室長が別に定めるものを除き、 <u>日本工業規格</u> A列4番の用紙を使用しなければならない。	(行政文書の作成方法) 第4条 [略] 2 [略] 3 行政文書を作成するときは、総務室長が別に定めるものを除き、 <u>日本産業規格</u> A列4番の用紙を使用しなければならない。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、令和元年7月1日から施行する。